

年金機構けんぽからのお知らせ(第 207 号)31. 3. 15

高額療養費(外来年間合算)の申請について

高額療養費(外来年間合算)とは、70 歳から 74 歳までの方を対象に、年間(前年の 8 月 1 日から 7 月 31 日まで)を通して、外来療養の自己負担限度額の合計が年間上限額である 14 万 4 千円を超える場合に、超えた額が支給されるものです。

この高額療養費(外来年間合算)の申請についてお知らせします。

1 対象者

- (1) 70 歳から 74 歳までの方
- (2) 基準日(毎年 7 月 31 日)において、自己負担限度額の区分が「一般」または「低所得者」(下記所得区分参照)に属する方
- (3) 計算期間(前年の 8 月 1 日から 7 月 31 日まで)の外来療養の自己負担額が 14 万 4 千円を超えた方

※計算期間において月ごとの高額療養費が支給されている場合は、すでに支給された額を差し引いて計算します。

(参考) 【70歳以上の方】平成 30 年 8 月以降の高額療養費の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院、外来と入院 (世帯ごと)
現役並み所得者Ⅲ (標準報酬月額 83 万円以上)	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% 〔多数該当 140,100 円〕	
現役並み所得者Ⅱ (標準報酬月額 53 万円以上 83 万円未満)	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1% 〔多数該当 93,000 円〕	
現役並み所得者Ⅰ (標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満)	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% 〔多数該当 44,400 円〕	
一般 (標準報酬月額 28 万円未満)	18,000 円 (年間 144,000 円上限)	57,600 円 〔多数該当 44,400 円〕
市町村民税 非課税世帯	8,000 円	低所得者Ⅱ 24,600 円
		低所得者Ⅰ 15,000 円

【70歳以上の方】 ※平成 30 年 7 月までの高額療養費の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院、入院と外来(世帯ごと)
現役並み所得者 (標準報酬月額 28 万円以上)	57,600 円	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% 〔多数該当 44,400 円〕
一般 (標準報酬月額 28 万円未満)	14,000 円 (年間 144,000 円上限)	57,600 円 〔多数該当 44,400 円〕
市町村民税 非課税世帯	8,000 円	低所得者Ⅱ 24,600 円
		低所得者Ⅰ 15,000 円

2 申請方法

高額療養費(外来年間合算)に該当される方については、健康保険組合より「高額療養費(外来年間合算)支給該当通知書」および「高額療養費(外来年間合算)支給申請書」を送付いたします。

同封の申請書に必要事項を記入、押印のうえ、健康保険組合へ申請願います。

<お問い合わせ先>

日本年金機構健康保険組合 業務課

〒168-8548

東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話：03-5336-0313